

菊川市教育大綱

～豊かな学びで歩み続ける人づくり～



令和5年3月

菊川市・菊川市教育委員会

○菊川市教育大綱の位置付け等

1 大綱の位置付け

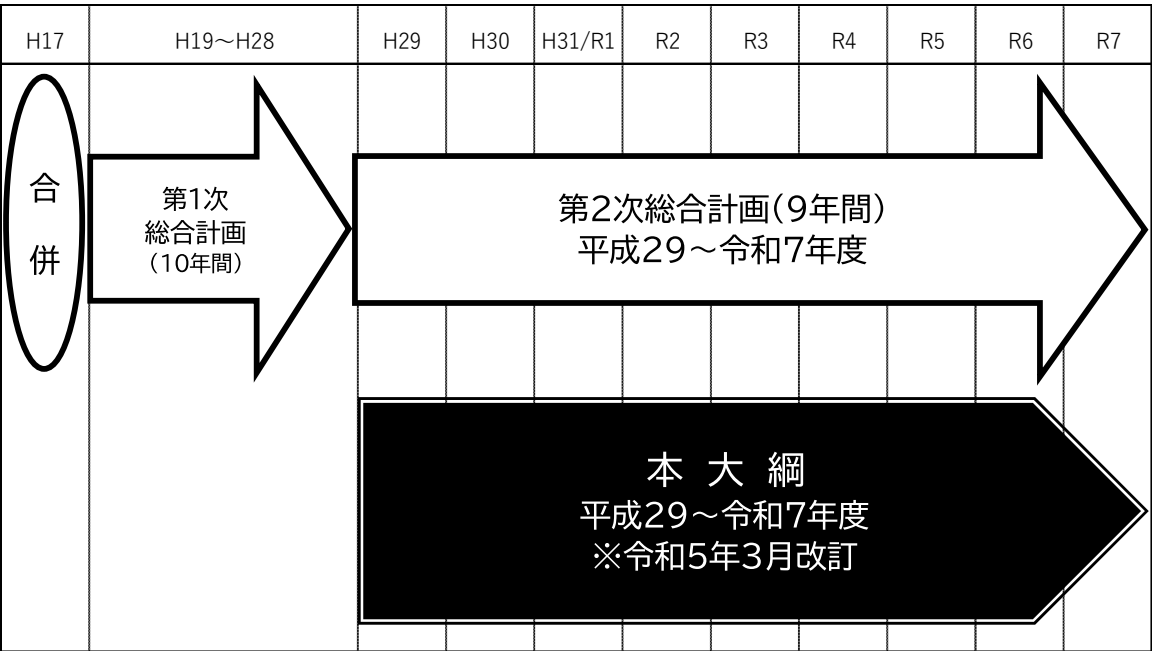
菊川市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を新たに策定したものです。

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、本市の最上位計画である『第2次菊川市総合計画（計画期間：平成29年度から令和7年度までの9年間）』における教育、学術、文化等に関する部分に菊川市総合教育会議の意見等を反映させたもので、市の教育部門における上位に位置付けられます。

なお、菊川市子ども読書活動推進計画、菊川市スポーツ振興基本計画、菊川市文化振興計画等の市の教育、文化、スポーツ等の各分野別計画とも関連するものです。

2 大綱の期間

本大綱は、『第2次菊川市総合計画』の計画期間に準ずるものとし、平成29年度から令和7年度までの9年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しや修正を行います。



菊川市教育の方針

1 まちの将来像 …第2次菊川市総合計画より

1 まちづくりの基本理念

とも い **共に生きる** 《共生と協働》

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔の見える関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

みずか ひら **自らを拓く** 《自立と交流》

安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

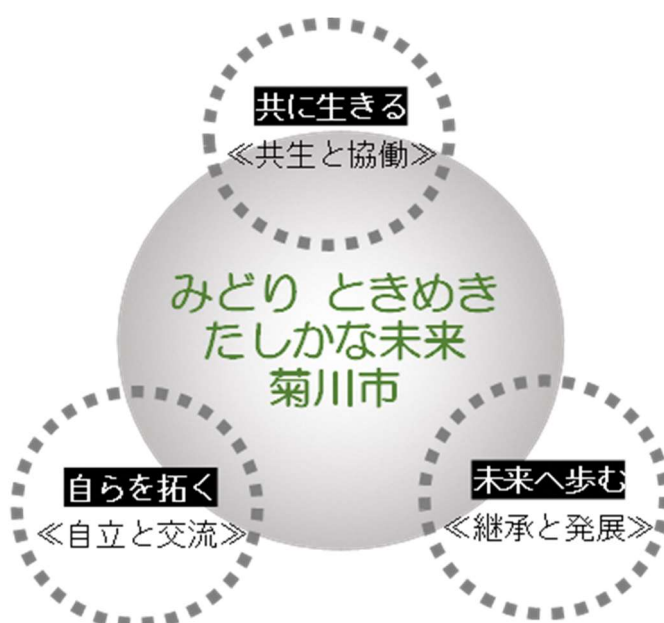
そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

みらい あゆ **未来へ歩む** 《継承と発展》

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史のなかで受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。

2 市の将来像

「みどり ときめき たしかな未来 菊川市」



「みどり」は、多くの市民が本市の魅力と感じている、あふれる自然など次世代に引き継ぐべきふるさとの素晴らしい環境をイメージしています。

「ときめき」は、市民一人ひとりが未来へ希望を持ちながら、豊かにいきいきと人生を送ることができ、活発で活力ある人々の心躍る様子をイメージしています。

「たしかな未来」は、素晴らしい環境のなかで、本市がこれからも、安定的に活力があるまちづくりを続け、未来へ繋げていくことをイメージしています。

2 菊川市教育の基本理念及び基本方針

1 菊川市における教育の基本理念

基本理念：豊かな学びで歩み続ける人づくり

本市では、「共に生きる・自らを拓く・未来へ歩む」をまちづくりの基本理念に掲げ、子どもがいきいき育つまち、子どもから高齢者まで市民誰もが健康で元気に暮らせるまちを目指しています。

近年、少子高齢化や人口減少など社会を取り巻く環境の変化に加え、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）等の技術革新の進展により社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0^{※1}時代」が到来しつつあり、社会の変化が複雑で予測困難となってきました。

また、SDGs^{※2}（持続可能な開発目標）が世界共通の目標となっており、その実現に向けて、本市においても、総合計画を始め各種計画の政策や施策を通じて、SDGsの達成に向けた取組を推進しています。

このように社会が急激に変化する中で、一人ひとりが自分の良さや可能性を認識するとともに、人それぞれに異なる価値観や特性等を尊重し、多様な人々と協働しながら新たな価値の創造に挑んでいき、持続可能な社会の担い手となることができるよう、資質・能力を育成することが求められています。

この資質・能力とは、予測できない変化を柔軟に受け止め、自立した人間として、主体的に判断し、自ら考え、行動する力、社会的規範意識、自己肯定感・自己有用感^{※3}、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、年齢に応じて体力の向上を図ることなどが挙げられます。

これらの資質・能力を育てるため、豊かな心を育むことを基盤とし、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進、児童生徒の実態に応じた個別最適な学び^{※4}やICTを効果的に活用した協働的な学び・探究的な学び^{※5}の実践、多様性を尊重する教育の実現、学校と地域社会との連携などに取り組むことが必要とされています。

子どもから高齢者まで、全ての人に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことができるまちを目指して、『豊かな学びで歩み続ける人づくり』を菊川市における教育の基本理念に掲げ、子どもから高齢者まで「誰一人取り残さない教育」に取り組んでいきます。

「豊かな学びで歩み続ける人」とは

①自立した人

知・徳・体のバランスの取れた「生きる力^{※6}」を持つとともに、自ら学び、考え、行動し、失敗や壁にぶつかることを恐れず、チャレンジできる人。

②思いやりのある人

生き方や価値観の違いを認め合い、他人を思いやる「豊かな心」を持つとともに、コミュニケーション能力に優れ、互いに高め合うことができる人。

③いつまでも学び続ける人

様々なことに興味・関心を持ち、生涯にわたり意欲的に学び続け、社会の変化に対応できる柔軟さや、未来を切り拓く力を持ち、輝き続ける人。

文言の注釈

※1 Society5.0

「Society 5.0」とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会で、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会（超スマート社会）の実現に向けた一連の取組のことを言います。

※2 S D G s

「SDGs」とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

※3 自己肯定感・自己有用感

「自己肯定感」とは、自分の可能性を信じ、自分はできるんだという自信を持ち、肯定的に自己を認識することを言います。「自己有用感」とは、人の役に立った、人から感謝された、人から認められた等、自分と他者（集団や社会）との関係を自他ともに肯定的に受け入れられることで生まれる、自己に対する肯定的な評価です。

※4 個別最適な学び

「個別最適な学び」とは、個々の児童生徒の状態に応じ、個別的な対応を行う「指導の個別化」と、一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで子供自身が学習が最適となるよう調整する「学習の個性化」を、学習者視点から整理した概念のことです。

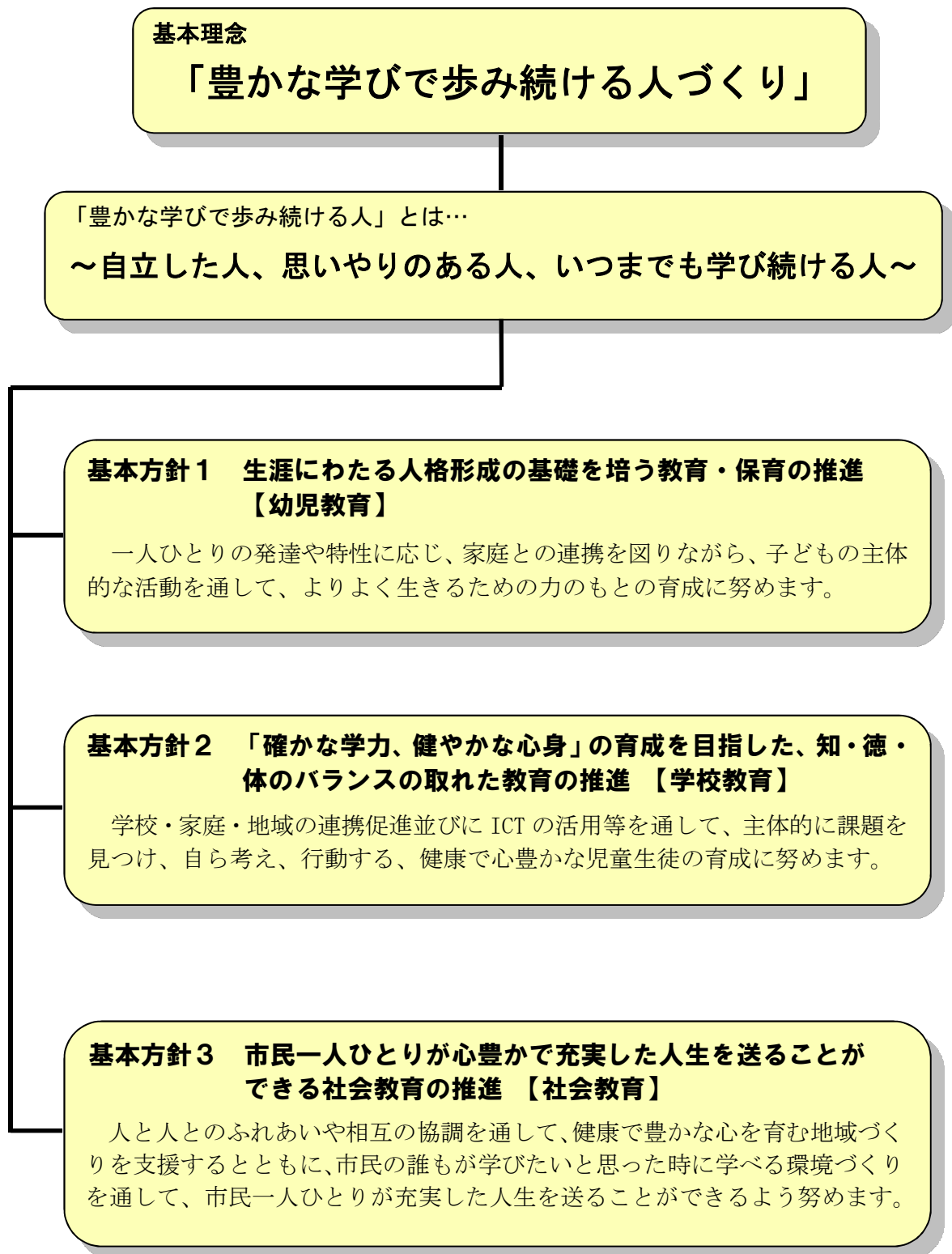
※5 協働的な学び・探究的な学び

「協働的な学び」とは、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士あるいは多様な他者と協働しながら学習することを言います。「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、「協働的な学び」と一体的に進めることが重要です。「探究的な学び」とは、自ら課題を設定し、解決に向けて情報収集や意見交換等を行って学習することを言います。

※6 生きる力

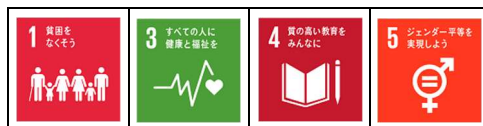
「生きる力」とは、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスのとれた力のことを言います。

2 菊川市教育の基本理念及び基本方針の体系図



3 重点施策

基本方針1 生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育の推進【幼児教育】



施策1	幼児教育・保育の質の向上
施策2	地域社会、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校との連携
施策3	教育・保育サービスの充実
施策4	安心できる子育て環境の整備

基本方針2 「確かな学力、健やかな心身」の育成を目指した、知・徳・体のバランスの取れた教育の推進【学校教育】



施策1	「一人ひとりが生きる教育」の推進
施策2	I C T環境等を生かした魅力ある授業づくり
施策3	思いやりに満ちた学校づくり
施策4	小中一貫教育「学びの庭」構想の推進
施策5	こころざしを持った頼もしい教職員の育成
施策6	学校施設の適正な維持管理・耐震化・長寿命化
施策7	安全で安心して教育が受けられる環境づくり
施策8	安全でおいしい給食の安定的な提供

基本方針 3 市民一人ひとりが心豊かで充実した人生を送ることができる社会教育の推進【社会教育】



施策 1	地域で子どもを守り育てる活動の推進
施策 2	家庭の教育力向上
施策 3	生涯学習活動の推進
施策 4	鑑賞機会の提供
施策 5	市民の文化・芸術活動への支援
施策 6	文化財の保存・周知・活用
施策 7	誰もがスポーツに触れ合う機会の創出
施策 8	スポーツ団体・スポーツ活動への支援
施策 9	スポーツ活動の場の提供
施策 10	子どもの読書活動の推進
施策 11	読書機会の提供と読書活動の啓発
施策 12	読書環境の整備



菊川市教育大綱

令和5年3月発行

菊川市 総務部 総務課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

(TEL)0537-35-0921 (FAX)0537-35-2117

E-mail : soumu@city.kikugawa.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>